

育児休業に伴う保育所継続入所の見直しについて

1 本市における現状

保護者が育児休業を取得する際の在園児（上の子）の取扱い

- ・ 3 歳児以上は継続入所を認めている
- ・ 2 歳児以下は育児休業取得時に退所となる

2 変更内容

- ・ 保護者が育児休業を取得する際、在園中の児童について、2 歳児（4 月 1 日現在で 2 歳）以上の児童については、平成 3 0 年度から継続入所を可能とする。

3 実施理由

- ・ 平成 3 0 年度に向け、2 歳児受入拡大のため、幡山南保育園増築工事を実施しており、2 歳児の待機児童解消に一定の目途が立つため。

4 実施効果

- ・ 児童にとって、保育所に引き続き通うことで生活環境が安定する
- ・ 保護者にとって、出産後の育児の負担軽減につながる
- ・ 安心して 2 人目以降を出産することができる
- ・ 保育サービスの充実が図られ、市内外への P R 効果がある

5 該当児童数

- ・ 年間約 15 名～20 名

6 その他

- ・ 0 歳児及び 1 歳児についても、継続入所を希望するニーズがあるものの、特に 1 歳児においては、待機児童の解消を優先する必要性があり、また年度途中の保育ニーズも高いことから、今後の検討課題とする。